令和５年（２０２３年）５月

新型コロナウイルス感染症軽快報告書について

東海市教育委員会

新型コロナウイルス感染症が軽快し、登校する際には、下記を御確認の上、裏面の「新型コロナウイルス感染症軽快報告書用紙」を保護者の方が記入（医療機関による記入は不要）して、学級担任へ提出してください。

全ての児童生徒の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

記

１　新型コロナウイルス感染症と診断された場合

学校保健安全法の規定に基づき「出席停止」となります。

「出席停止」となった期間は、「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。

２　出席停止期間の基準・数え方

「発症した次の日から５日を経過し、かつ、症状が軽快した次の日まで」が基準とされていますので、それを目安に、学校を休んで回復に努めてください。

【早見表】

| 発症  軽快 | 発症  ０日目 | 発症  １日目 | 発症  ２日目 | 発症  ３日目 | 発症  ４日目 | 発症  ５日目 | 発症  ６日目 | 発症  ７日目 | 発症  ８日目 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １日目に軽快 | 発症 | 軽快 | 症状が軽快後  １日 |  |  |  | 登校可 |  |  |
| ２日目に軽快 | 発症 | 発症 | 軽快 | 症状が軽快後  １日 |  |  | 登校可 |  |  |
| ３日目に軽快 | 発症 | 発症 | 発症 | 軽快 | 症状が軽快後  １日 |  | 登校可 |  |  |
| ４日目に軽快 | 発症 | 発症 | 発症 | 発症 | 軽快 | 症状が軽快後  １日 | 登校可 |  |  |
| ５日目に軽快 | 発症 | 発症 | 発症 | 発症 | 発症 | 軽快 | 症状が軽快後  １日 | 登校可 |  |
| ６日目に軽快 | 発症 | 発症 | 発症 | 発症 | 発症 | 発症 | 軽快 | 症状が軽快後  １日 | 登校可 |
| 無症状の場合 | 検査日 | 無症状 | 無症状 | 無症状 | 無症状 | 無症状 | 登校可 |  |  |

※１）発症した日・症状が軽快した日を０日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます（そのため最短でも５日は登校できないことになります）。

※２）「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※３）無症状の感染の場合の出席停止期間は、検査をした日から５日を経過するまでが基準とされています。

３　学校への登校を再開するとき

裏面の「新型コロナウイルス感染症軽快報告書」を保護者が記入（医療機関による記入は不要）して、担任へ提出してください。

※　文部科学省からの通知におきまして、出席停止解除後、発症から１０日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

４　その他

　(1) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情等により、感染が不安で欠席する場合は、出席停止となります。

(2) 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染しても、

本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはなりません。

切取り線

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

新型コロナウィルス感染症軽快報告書

東海市立　　　　　　　　学校長様

　 　　年 　　組 　　番 　氏名　　　　　　保護者氏名

出席停止理由（病名）　　新型コロナウイルス感染症

出席停止期間　 　令和　 年　　月　　日 ～ 令和　 年　　月　　日

（発症日　 年　　月　　日／軽快日 　年　　月　　日）

医療機関名　　　　　　　　　　　　 提出日　　　年　　　月　　　日

※医療機関による記入は不要です